

立入検査の季節(?)が来るぞ(一)

修郎先生の事件簿

〜就労ビザ専門会社の現場から〜

佐生修郎(さしゅう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木一郎 大変だ、大変だ、昨日パサルアン(Pasuruan)の支店に突然イミグレ役人が立入検査に来たんだよ。

佐生修郎 また東ジャワか。最近東ジャワでの事案が多いなあ。

鈴木 ちょうど新任の筒香君がお客様回りをしていたのだけど、外出中で支店には居なかったから鉢合わせは免れたみたい。だからパスポートも没収されずに無事だった。

佐生 それは良かった。筒香君は実力の他にもラッキーを持っているようだね。それはさておき、これから5月下旬のレバランに向けてイミグレの立入検査が増える時期だから気を付けないとね。

鈴木 気を付けるって、何に気を付けたら良いのさ? 今から出来る対策って何かあるのかなあ?

佐生 最近の指摘事項で多いのは二つだ。ひとつ目は、「指定された就労場所での就労かどうか?」、二つ目は「ポジション名と実際の活動内容との齟齬がないかどうか?」

鈴木 ええっ、それって労働局が管轄している項目で、イミグレの管轄じゃないよね。

佐生 そうだ。でも、イミグレは外国人の滞在許可証の不正利用全般を正す役

持っていたら、VOAと同じように「何処でも商談は出来る」と解釈したいよね。しかしだ。イミグレ役人の解釈が違う事案がしばしば起きているのだ。

鈴木 解釈の問題になるのかあ。彼らは、「ITAS保持者の場合には、商談も就労の一環だ」と言い張るのだね。

佐生 不合理な解釈だと思ったら抗弁すべきだと思うよ。抗弁が聞き入れられる時だってあるのだから。でも権力側の勝率が高めなのはどの国も同じだけだね。

鈴木 しかるべきレベルでの話し合いが必要そうだね。

佐生 イミグレもしくは労働局から「ITAS保持者は指定就労場所に関係なく何処でも会議、商談は可能である。」という言説を署名付きで取り付けてくれることを期待しよう。

鈴木 そうだね。では、次だ。二つ目のポジション名については?

佐生 それは次回に考えることにしよう。

佐生修郎 心得えの条

- 一 当局の立入検査が盛んに行われる時期がやってくる。それに向けて出来るだけ準備をしておくこと。
- 二 最近頻繁に指摘されている事項は、「就労場所」と「ポジション名」である。就労場所はいつでも追加申請が可能なので必要に応じて対応しておくこと。

「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第一水曜日に掲載します。



小池雄一

X

X

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。